


**退職者への説明必須！
DBのポータビリティ**

A decorative graphic consisting of several parallel white lines of varying thicknesses, slanted diagonally from the bottom-left towards the top-right, located in the lower right quadrant of the slide.

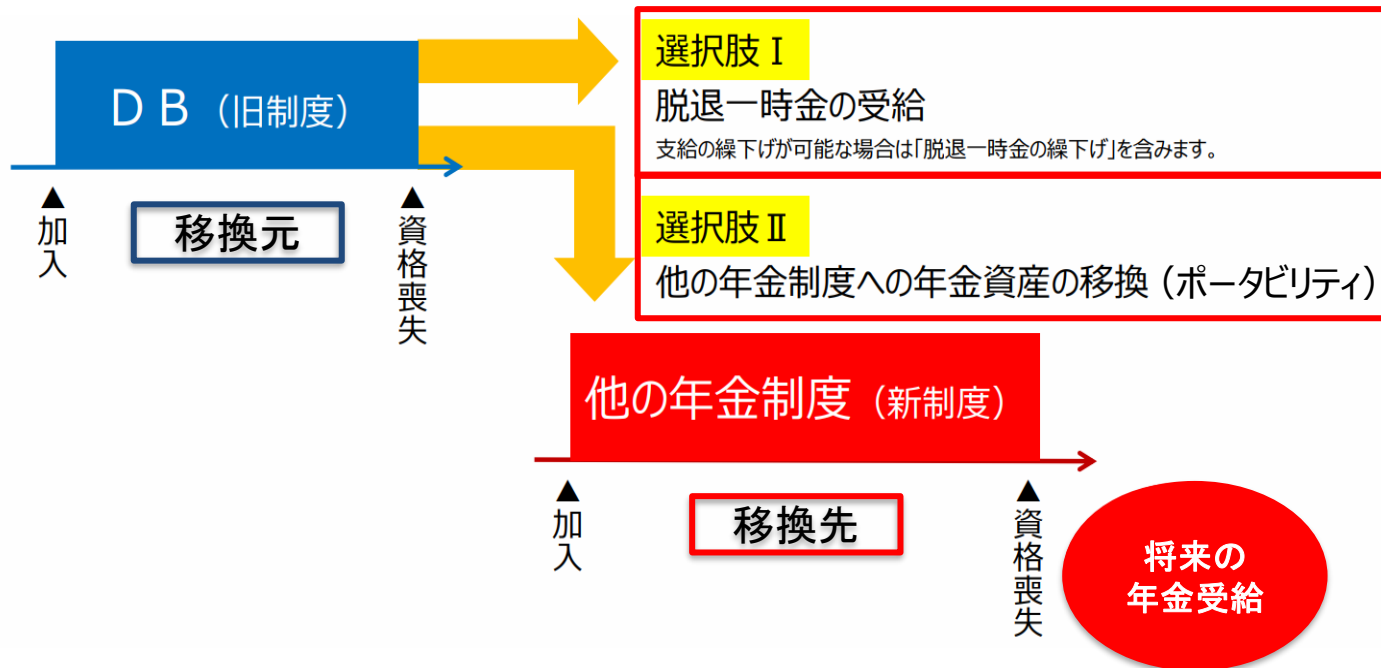
目次

内容

1. ポータビリティ制度とは
2. ポータビリティのメリット
3. ポータビリティの対象者
4. 移換先となる他の制度
5. 中途脱退者への説明義務
6. 中途脱退者が移換を選択されるまでの流れ（資格喪失～意思決定まで）
7. 移換手続きの流れ（例）iDeCoへの移換
8. 全体のまとめ

1. ポータビリティ制度とは

- 企業年金制度におけるポータビリティとは、加入者の転職等に伴い、旧制度から新制度へ年金資産を持ち運ぶことで、将来の年金受給を可能とする仕組みです。
- 年金資産を他の制度に移すことを「**移換**」、他の制度から年金資産を受け入れることを「**受換**」と呼びます。



○DBの中途脱退者（資格喪失時に脱退一時金の受給資格がある方）は、脱退一時金の受給に代えて、他の年金制度に年金資産を移換することが可能です。

2. ポータビリティのメリット

ポータビリティには次のようなメリットがあります。

- 退職時点で年金の受給資格がない方にも、退職時の脱退一時金相当額を原資として、将来の年金受け取りに結び付けることができます。
- 脱退一時金を受け取るときにかかる税金に関し、退職所得控除額計算用の勤続期間がポータビリティ前後で通算されるため、退職所得控除をより多く受けることができる可能性があります。

3. ポータビリティの対象者

下記の条件をすべて満たす方について、ポータビリティが可能です。
この条件を満たす対象者を「**中途脱退者**」と呼びます。

- 加入者の資格を喪失した者
 - 脱退一時金を受ける要件を満たした者※ (= 老齢給付金を受ける要件を満たさない者)
- ※定年到達により資格喪失された方でも、加入者期間が所定の年数を満たさない場合は「中途脱退者」として判定されます。

4. 移換先となる他の制度

DBから移換が可能な年金制度は以下のとおりです。法令により、移換の条件が定められています。

他の制度	移換できる条件	
	条件	移換の申出期限
企業年金連合会	無条件	移換元制度の加入者資格喪失後1年以内
個人型DC (iDeCo)	個人型DCの加入者であること (これから加入者となる方を含む)	
企業型DC	移換先の企業型DCの加入者であること	
DB (基金型・規約型)	移換先のDBの加入者であり、 <u>移換先のDB規約にDBからの受換を規定していること</u>	
厚生年金基金	移換先の厚生年金基金の加入員であり、 <u>移換先の厚生年金基金規約にDBからの受換を規定していること</u>	①、②のいずれか早い日 ①移換元制度の加入者資格喪失後1年以内 ②移換先制度の加入員資格取得から3カ月以内

※DC・・・確定拠出型年金

5. 中途脱退者への説明義務

厚生労働省通知※では、DBを実施する事業主が中途脱退者に説明すべき事項が定められています。中途脱退者が発生した際には下記の事項についてご説明ください。

※企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について（平成30年1月11日年企発0111第1号）

説明すべき事項

① 移換申出期限

② 脱退一時金相当額及びその算定基礎期間（開始日・終了日を含む）

③ 移換に関する選択肢

中途脱退者の脱退一時金取扱方法の選択肢をご確認ください。

④ 連合会（通算企業年金）や個人型DC（iDeCo）の制度概要（手数料・連絡先等含む）

各「連合会HP」や「iDeCo公式サイト」をご参照ください。

⑤ 規約で定められている移換に関する取扱い

規約に定められている移換に関する取扱いをご確認ください。

⑥ 脱退一時金を受給した場合は、退職所得扱いとなること

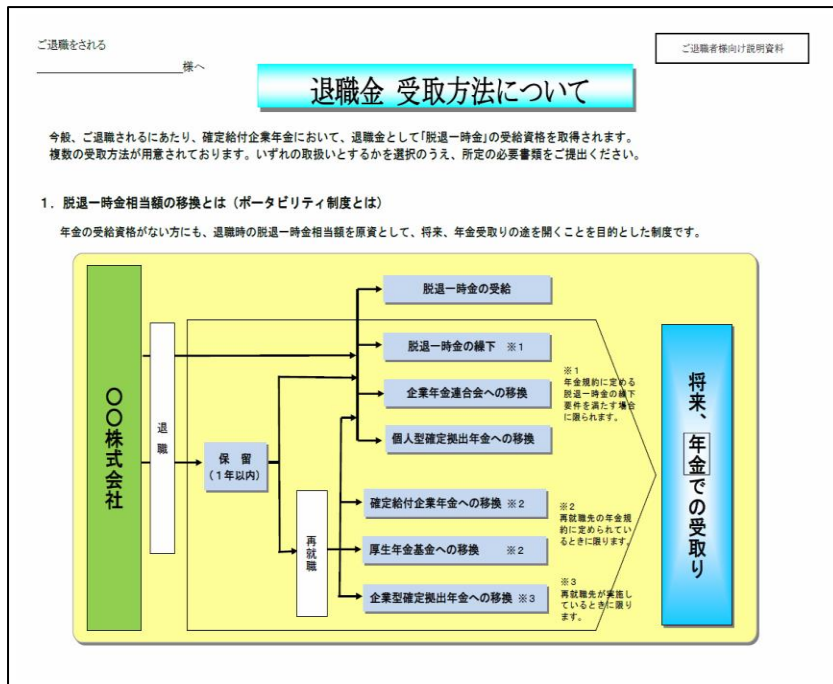
退職に伴い加入者の資格を喪失した方が脱退一時金の受給を選択する場合、退職所得の取扱いとなり退職所得控除額が適用されます。

⑦ 本人拠出相当額がある場合、移換先での給付時に課税対象になること

DBでは、本人拠出相当額（掛金の本人負担額）は、拠出時に課税・給付時に非課税の取扱いとなりますが、厚生年金基金またはDCへ移換した場合、当該移換先における給付時にも課税されます。

5. 中途脱退者への説明義務

中途脱退者へ提示いただける説明資料として『**ご退職者様向け説明資料「退職金 受取方法について」**』をオンラインサービスに掲載しておりますので、ご活用ください。
 オンラインサービスのトップ画面の「ツール」-「ツール一覧」からダウンロードが可能です。



2. 受取方法

受取方法 (移換先)	必要書類	内容説明	申し出期限	
① 請求	脱退一時金を受給	給付金裁定請求書	退職後、すぐに退職一時金を受け取ります。	加入者資格喪失日から1年以内 ただし再就職先が厚生年金基金のときは、加入後3か月以内に限り
	脱退一時金を繰下		確定給付企業年金にて年金受取まで繰下げます。 ※脱退一時金の繰下要件を満たす場合に限られます。	
② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 他 の制度に 移換し、 将来、 年金受取 り	企業年金連合会	給付金裁定請求書	※詳細は企業年金連合会のホームページをご参照ください。 https://www.pfa.or.jp/ ・所定の年齢から「年金」を生涯に渡って受けることができます。 ・一度選択すると途中で一時金受取りへ変更することはできません。	
	確定給付企業年金		※詳細は、再就職先へご確認ください。 ・企業が掛金を提出し、年金規約に基づき受取額が裁定される年金です。	
	厚生年金基金	給付金裁定請求書 移換申出書 ※再就職先より取寄せてください。	※詳細は、再就職先へご確認ください。	
	企業型 確定拠出年金		※詳細は、再就職先へご確認ください。 ・企業が掛金を提出し、従業員（加入者）が運用先を指図し、運用結果によって将来の受取額が変動する年金です。 ・原則、所定の年齢から「年金」または「一時金」で受取ります。	
個人型 確定拠出年金	給付金裁定請求書 移換申出書 愛称：イデコ (IDeCo) ※運営管理機関等より取寄せてください。	※詳細は、iDeCo公式ホームページをご覧ください。 https://www.ideco-koushiki.jp/ ・個人が掛金を支払い、所定の年齢から「年金」または「一時金」で受取ります。 ・加入を希望されるときは、運営管理機関等から「移換申出書」を取寄せてください。		
⑦ 保留	受取方法の選択を保留	給付金裁定請求書	加入者資格喪失日から1年以内に再度、受取方法を選択（上記①～⑥）のうえ、当社までご連絡ください。	

6. 中途脱退者が移換を選択されるまでの流れ（資格喪失～意思決定まで）

退職等によりDBの資格喪失をする中途脱退者が移換を選択するまでの流れは次の通りです。

退職等によりDB制度を資格喪失（中途脱退者に該当）

DBオンラインサービスで「資格喪失」・「給付額計算」の手続きを実施ください。

事業主等による説明・中途脱退者の意思決定

他制度への移換を希望する

（例）

- ◆企業年金連合会へ移換する
- ◆個人型DC（iDeCo）へ移換する
- ◆再就職先の制度へ移換する
（企業型DC、DB、厚生年金基金）

他制度への移換を希望しない

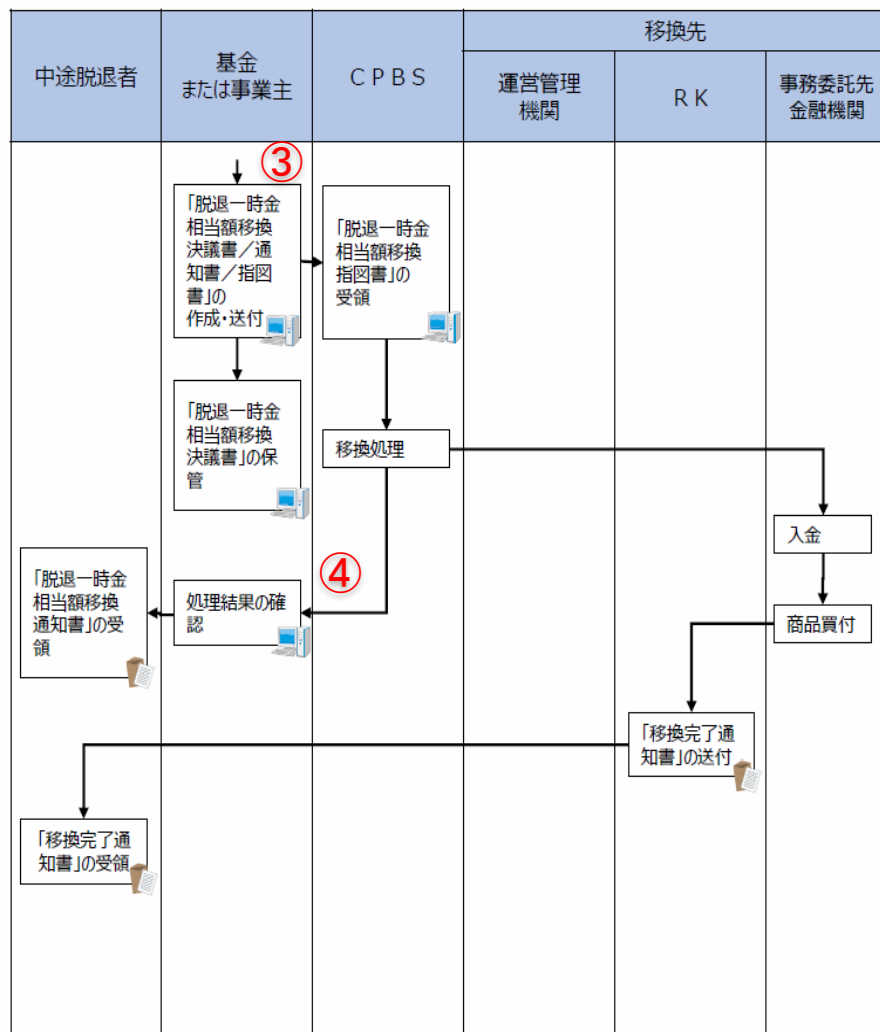
（例）

- ◆本人が脱退一時金を受取る
- ◆繰下げし、期間満了後に年金もしくは一時金として受取る
（繰下げが可能な場合）

中途脱退者は、移換の意思決定後、移換元（退職する会企業）へ移換希望の申出を行うとともに、移換先（運営管理機関や再就職先）から必要書類を取り寄せます。※

※企業年金連合会への移換の際は、中途脱退者による書類の取り寄せはありません。

7. 移換手続きの流れ（例）iDeCoへの移換（のつづき）



③移換先（RK）からの受換承諾の連絡を確認のうえ、**移換日（振込予定日）の14営業日前までに**オンラインサービスにて「脱退一時金相当額移換決議書／通知書／指図書」を作成し、送信します。

④CPBSでのお手続き完了後、「脱退一時金相当額移換通知書」等各種帳票が出力されますので、処理結果の確認を行い、中途脱退者へ移換通知書を送付します。

手続きの詳細につきましてはDBオンラインサービスに掲載の「中途脱退者の移換事務のしおり」をご確認ください。移換先への提出書類に関するご不明点は、移換先の運営管理機関へお問合せください。

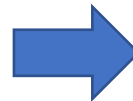
8. 全体のまとめ

- 企業年金制度におけるポータビリティとは、加入者の転職等に伴い、旧制度から新制度へ年金資産を持ち運ぶことで、将来の年金受給を可能とする仕組みです。
- D B の中途脱退者（資格喪失時に脱退一時金の受給資格がある方）は、脱退一時金の受給に代えて、他の年金制度に年金資産を移換することが可能です。
- D B を実施する事業主は、**中途脱退者へポータビリティの選択肢があることおよびその留意点等について説明する必要があります。**
- 移換元の事業主は、中途脱退者の移換希望を受け、**移換元側の手続きと、移換先への手続きを行う必要があります。**（両方のお手続きが完了していない場合は、お手続きのやり直しもしくは移換時期が遅くなる可能性があります。）
- **移換先の制度ごとに、手続きの流れが異なります。**オンライン操作マニュアルや事務のしおりをご確認ください。
- オンラインサービスの操作のご不明点は C P B S（0 1 2 0 - 3 0 - 1 0 6 6）あてにご照会ください。

アンケートへのご協力をお願いいたします。

視聴された動画右横の「アンケート」リンクをクリックのうえ、
ご回答をお願いいたします。
(1分ほどで完了する簡単アンケートです。)

テーマ	動画リンク	アンケート リンク
第1部	動画を見る 	アンケート 
第2部	動画を見る 	アンケート 
第3部	動画を見る 	アンケート 
第4部	動画を見る 	アンケート 
Part1全体を通してのご意見・ご感想などのアンケートにご協力ください		アンケート 



2025年度事務担当者さま向け説明会 動画ご視聴後アンケート(Part1-1)

第1部 支払手続きを正確に実施いただくようお願い

こんにちは、株式会社。このフォームを送信すると、所有権に名前とメールアドレスが表示されます。

* 必須

1. 動画の理解度についてお聞かせください。*

よく理解できた

4. 本テーマの動画につきまして、ご意見・ご感想や、今後説明実施を希望する内容等ありましたらお聞かせください。

回答を入力してください